

岐阜県警察の捜査本部運営に関する訓令

(平成2年10月8日、岐阜県警察訓令第18号)

【概要】

重要事件等の発生時における捜査本部の編成、捜査本部員の任務及び捜査本部員の指定等について定めたものである。